

笠松町広告入り窓口封筒無償提供者募集要項

【募集内容】

広告入り窓口封筒の無償提供者の募集

【募集期間】

令和6年 4月15日（月）から 4月19日（金）17時まで

【募集方法】

下記提出書類による書類審査を行い、1社を選定します。

【提出書類】

笠松町広告入り窓口封筒無償提供申込書

添付書類

- (1) 会社の履歴事項全部証明書（前年度以前に、本事業の募集に当たり提出したことがあり、内容に変更のない場合は不要）
- (2) 窓口封筒見本（作製実績のない場合は、窓口封筒の案）
- (3) 納税証明書（直近年度の法人又は個人市町村民税で、3か月以内のもの。ただし、町内の事業者の場合は不要）
- (4) 会社概要（個人事業主の場合は、事業主の身分証明書）

【募集条件】

(1) 概要

窓口業務における町民サービスの向上を目的として、広告入り窓口用封筒を窓口利用者に提供するものです。ただし、町が積極的に利用を促進するものではありません。

(2) 1年間の使用予定枚数

角形2号（A4版用） 1,000枚

角形6号（A5版用） 9,000枚

(3) 設置場所

笠松町役場住民課窓口、笠松町役場税務課窓口、笠松町松枝交流センター窓口、笠松町総合交流センター窓口のほか、町が指定する場所

(4) 広告内容

- ・掲載する広告は、笠松町広告掲載に関する要綱に適合したものに限り、
- ・町の記載部分は、封筒の表面積及び裏面積のそれぞれ65%以上とし、記載内容は、町が指定します。
- ・広告の記載部分は、各封筒の表面積及び裏面積のそれぞれ35%未満とします。

(5) 作製上の注意事項

- ・広告内容、色、形状等の封筒の仕様について、事前に町と協議すること。
- ・封筒は、町の承諾を受けた後に作製すること。
- ・広告についての問い合わせを受けるため、封筒に広告掲載取扱業者の名称と連絡先を記載すること。

(6) 有効期限

封筒の有効期間は、別途協議した日から令和7年5月31日までとします。

(7) 苦情処理

作製された窓口封筒及び広告内容に関する一切の苦情等は、広告掲載取扱業者が解決する義務を負うものとします。

【選定基準】

提出された書類に基づき、企画内容・デザイン・信頼性・業務実績等を総合的に審査し、笠松町広告入り窓口封筒無償提供取扱要綱の規定を遵守していることを確認のうえ、適合すると認められる者の中から、総合的に判断し事業者を決定します。

応募が多数の場合は、町内の事業所を優先するものとします。

【注意事項】

- (1) 笠松町広告入り窓口封筒無償提供取扱要綱及び本要項の内容に適合しないものは認めません。
- (2) 虚偽の内容が記載されているものは、失格となります。
- (3) 審査の経緯は公表しません。また、審査結果に対しての異議申し立ては、受付しません。
- (4) 提出に要する費用は、応募者負担とします。
- (5) 提出された書類は、原則として返却しません。

【問合せ先】

〒501-6181

岐阜県羽島郡笠松町司町1番地

笠松町役場 住民福祉部 住民課

TEL： 058-388-1115

FAX： 058-387-5981

E-mail：juumin@town.kasamatsu.lg.jp